

平成30年2月15日

守谷市教育委員会 様

守谷市図書館協議会

委員長 長谷川 登代



守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について（答申）

平成29年11月2日付け守教委発第649号で貴職から諮問のあった、「守谷市立図書館等の運営に対する評価及び今後の運営体制について」の諮問事項（2）について、当協議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

[答申]

守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制については、現在の経費を上回ることなく市民サービスの水準を維持することを前提として、直営若しくは一部業務委託による直営とすること。

[答申の理由]

（1）図書館運営体制とスタッフの専門性について

図書館運営については無料の原則があり、図書館利用について有料化することはできません。また、守谷市立図書館の立地及び現在の建物を今後も利用することを考えると、複合施設として営利事業を行うことは非常に困難です。

営利企業が守谷市立図書館の指定管理を行い、一定の指定管理料の中でより多くの利益を出すためには、経費、特に人件費を削減する傾向が強まります。このことにより、現体制においてはスタッフの質の向上が難しくなり、守谷市立図書館に求められるスタッフの専門性を満たせていません。専門性の高いスタッフの育成や質の高いサービスを提供するという観点から、直営若しくは一部業務委託による直営とすることが望ましい。

（2）守谷市子ども読書活動推進計画への取組と学校図書館支援について

平成29年度に策定した「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」の推進については、図書館が保育所、幼稚園、小中学校などの関係機関の中心となって実施する内容となっています。関係機関と連携して事業を行うためには、図書館に担当者を配置して、日常業務の中で密接に連携することが必要です。

学校図書館支援については、学校図書館奉仕員と日常的に業務に関わることが望ましく、図書館行政全体を視野に入れた事業運営が必要です。また、直営時代の平成27年4月、学校図書館の整備（データベース化、団体貸出及び学校間相互利用の物流整備等）や支援、「第二次子ども読書活

動推進計画」に対する取組が評価され、文部科学大臣表彰を受けるなど、守谷市立図書館の強みであり、学校等との更なる連携・協力が望まれます。

(3) 市民サービスの向上について

開館日数及び開館時間の拡大により、貸出利用者数や貸出点数が増加したこと及び県内初となった育児コンシェルジュの配置や、電子図書館、ナクソクミュージックライブラリー、ADEAC（デジタルアーカイブ）の開設など、新たなサービスの導入について評価できます。

しかしながら、数値や見た目に効果が表れるサービスを重視する反面、教育機関、生涯学習の拠点としての取組が弱く、指定管理者を導入したことによるサービス向上への期待に十分応えられてはいません。

(4) 運営経費について

守谷市立図書館への指定管理者制度導入については、市民サービスの更なる充実が第一であり、必ずしもコストの削減を優先するためのものではありませんでした。制度導入の成果として、経費に見合うサービスの向上があったのかどうか、また、それは指定管理者によってのみ得られる効果なのかということを考える必要があります。

現在、指定管理者が行っているサービス内容で試算すると直営でもほぼ同様の額であり、専門性・経験値の高い職員の配置が可能となります。

(5) 守谷市立図書館運営基本方針の具現化について

現在、策定中の「守谷市立図書館運営基本方針」において、公共図書館としての使命、守谷市立図書館の強み、守谷市の重点施策の推進が示されています。

方針の具現化に向けて新たな取組の必要性も想定され、市政に対する理解と公共性、専門性を兼ね備えた管理者の下、安定した運営体制が継続されることが望ましいと判断します。

以上